

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年9月7日

石川県監査委員 徳野光春
同 盛本芳久
同 山本次作
同 奥村豊美

(別紙)

県央農第2028号
令和3年8月10日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

令和3年7月30日付け石監査第259-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が2件発生していた。 公用車の運行に際しては、交通法規を遵守するとともに、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	県央農林総合事務所	交通事故が複数件発生したことを重く受け止め、改めて全職員に対し交通法規を遵守するとともに、安全運転に万全を期するよう周知徹底を図ったほか、公用車による事故を起こした職員等に自動車運転技術向上研修を受講させ、職員の運転技術の向上に取り組んでおります。 今後、このようなことがないよう、公用車の運行に際しては、交通安全に万全を期し、交通事故の防止に努めます。

県央土第1931号
令和3年8月17日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

令和3年7月30日付け石監査第259-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。</p>	<p>県央土木総合事務所</p>	<p>今回の交通事故の後、全職員に対し、交通安全に対する意識の高揚を改めて呼びかけるとともに、運転技術の改善・向上及び公務運転事故の減少を図るため、若手職員が自動車運転技術向上研修を受講しました。 今後は、再発することのないよう安全運転に万全を期するよう注意し、交通事故防止に努めてまいります。</p>

生 安 第 570 号

令和 3 年 8 月 16 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

令和 3 年 7 月 30 日 付 石 監 査 第 259-1 号 で 提 出 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ い て、 下 記 の と お り 措 置 し た の で、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>公用車の交通事故が 2 年連続で発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。</p>	<p>生活安全課</p>	<p>2 年連続で交通事故が発生したことを重く受け止め、公用車の運行に際しては、交通法規の遵守の徹底とともに、安全運転に万全を期するよう、改めて全職員に対して注意喚起を行いました。 また、公用車を運転する職員に対し、自動車運転技術向上研修等の受講を積極的に勧奨し、日頃の運転操作の見直しを行うことで交通事故の再発防止を図るほか、同乗職員による安全確認の補助などの対策を講じ安全意識の向上に努めています。 今後、このようなことがないように、公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交通事故の防止に努めます。</p>

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

令和3年7月30日付け石監査第259-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>補助金の支出事務において、適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。</p>	<p>畜産振興・防疫対策課</p>	<p>指摘された事項につきましては、あってはならないことであり、今後このようなことが起こらないよう、補助金交付状況の確認及び必要書類の早期提出を徹底し、適正な補助金事務の執行に万全を期すよう指導しました。</p>